

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 2 月号を読む

美容整形手術の不成功－病院や医師の法的責任－

1. (1)近年は、しわ取り、隆鼻、豊胸、歯の矯正など、各種美容整形が流行している。
(2)それに伴い美容整形手術の不成功による法的トラブルも増加しつつある。
(3)法律的には、美容整形は、病院または医師と患者との治療契約(準委任契約など)に基づき為されるものであるから、その手術の不成功の場合、病院や医師の患者に対する債務不履行を理由とする損害賠償責任が問題となる。
(4)ここでは、美容整形手術に関する二つの有名な事件を紹介してみよう。
2. (1)まず、美容脱毛治療不成功の事件。28 歳の独身女性 A が自分の両脚部が毛深いのを気にして、永久脱毛治療を決意し、B 病院に通院した。
(2)B 病院での治療は、医師の包括的指示があっただけで、看護婦が全て担当した。
(3)その治療方法は、当初は、毛を一本ずつピンセットで挟み高周波をかけて抜いていくものだったが、効果がなかったため、後には、毛根に一本ずつ針をさし高周波をかけて、まとめて毛を抜く方法に変えたが、やはり効果がなかったため、結局、A は、永久脱毛が不可能であると分かり、約 2 年 5 ヶ月後に通院をやめた。
(4)そして、A は、B 病院に対し、治療契約に基づく治療義務の不履行等による損害賠償責任を主張し、治療費相当額と慰謝料の支払いを請求した。
3. (1)裁判所は、
 - ① B 病院の担当医師が直接 A の治療に当たらなかった点と、
 - ② 右医師は、治療に際し、A に対して治療方法・効果・副作用などを説明する義務があり、本件の場合には、特に永久脱毛が困難である旨の説明義務があったにもかかわらず、十分に説明義務を果たさなかった点に B 病院の債務不履行があったとした。
(2)ただ、①については、医師と看護婦とで治療方法に格別の差はないので、債務不履行による損害はないとし、②についてのみ、A の損害賠償請求を認めた。
(3)そして、慰謝料額については、A が初診時 28 歳の独身女性であり、長期間無益な治療を受け続けたことを知った精神的打撃なども考慮すべきであるとした(名古屋地判 S 56・11・18)。
4. (1)次に、二重まぶた治療不成功の事件。
(2)女性 C は、医師 D から美容整形手術として重瞼術(二重まぶたにする手術)を受けたが、手術の結果、
 - ①まぶたに醜い瘢痕ができ、顔貌が損なわれたこと、

②手術をしたまぶたに手術用絹糸の一部が残存していたため、痛み、目脂などの障害が生じたことを理由として、Dに対し、医療契約上の債務不履行に基づく慰謝料の請求をした。

5. (1) 裁判所は、Dには、

①手術後消炎剤の投与など適切な治療をしなかった点と、

②抜糸の際に手術用絹糸の一部を遺留した点に過失があり、その結果、Cが目の痛み、目脂などの苦痛を受けたとして、CのDに対する慰謝料請求を肯定した(京都地判S 54・6・1)。

6. 従前は、患者が周囲の人々に内緒で美容整形を受けることもあり、被害を受けても泣き寝入りをするケースが少なくなかったが、最近では、右両事件のように、美容整形過誤訴訟において病院や医師の責任を肯定する裁判例も増加しつつあると言える。